

平成 2 4 年

第 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我 孫 子 市 教 育 委 員 会



## 平成24年第2回定例教育委員会日程

日 時 平成24年2月28日(火)午後1時30分

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名  
北嶋 扶美子

日程第2 請 願

請願第1号 憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願 (総務課)

日程第3 議 案

議案第1号 教育委員会の点検・評価について (総務課、各課)

議案第2号 平成24年度我孫子市教育施策について (総務課、各課)

議案第3号 我孫子市通学区域審議会運営規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

日程第4 諸 報 告

## 目 次

請願第 1 号	憲法第 19 条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第 20 条 2 項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願	・・・・・・・・1
議案第 1 号	教育委員会の点検・評価について (別冊)	・・・・・・・・2
議案第 2 号	平成 23 年度我孫子市教育施策について	・・・・・・・・4
議案第 3 号	我孫子市通学区域審議会運営規則の一部を改正する規則の制定について	・・・・・・・・12

請願第 1 号

平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日受理

憲法第 1 9 条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法  
第 2 0 条 2 項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」  
等々・上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に  
生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願

請願者 住 所 福岡県遠賀郡遠賀町上別府 2 0 0 8 - 5  
氏 名 宗教法人 本門立正宗  
代表役員 中川 晃荘

(請願内容別添)

## 議案第 1 号

### 教育委員会の点検・評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定により、平成 22 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成したので議会に提出するとともに公表いたします。

平成 24 年 2 月 28 日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 中 村 準

### 提案理由

平成 22 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので提出するものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年 4 月 5 日（教）規則第 2 号）

（議決事項）

第 7 条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

略

(21) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。

議案第 2 号

平成 2 4 年度我孫子市教育施策について

平成 2 4 年度我孫子市教育施策を次のように定める。

平成 2 3 年 2 月 2 8 日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 中 村 準

提案理由

平成 2 4 年度における教育行政の施策を定めたいので提案するものです。



『我孫子市教育施策』は、教育委員会議の審議を経て、毎年度定めています。施策の展開にあたっては、積極的に情報を発信するなどして、市民の皆様と情報の共有を図りながら社会全体で「生きる力」をより一層育み、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、生涯学習の実現」を目指していきます。

## 平成24年度我孫子市教育施策

### 【基本方針】

個性を尊重し、互いに学び合う、生涯学習の実現

### 【目標】

市民が生涯にわたっていきいきくらすための学習体制の充実

#### 重点施策1．生涯学習機会の充実

##### (1) 人づくり・まちづくりにつながる学習内容の充実

時代の変化や地域の課題、市民のニーズに対応した学習機会の提供と充実

##### (2) 学びたいときに学べる学習機会の充実

鳥の博物館の教育普及事業の充実

図書館サービスの充実、市民の読書活動の推進

公民館学級・講座の充実

出前講座・学習相談の充実

##### (3) 生涯学習施設の整備・充実

公民館、図書館、鳥の博物館などの施設の充実

生涯学習拠点施設の整備の検討

既存施設の有効活用

湖北地区公民館の指定管理者による効果的な維持管理・運営

##### (4) 市民の自主的な学習活動の支援

##### (5) 社会教育の充実、社会教育推進計画に基づく施策の推進

学習の成果が、市民活動の活性化と充実につながる社会教育の推進

#### 重点施策2．生涯学習体制の充実

##### (1) 市民の学習活動を支える体制の整備

生涯学習推進計画に基づく施策の推進

あびこ楽校協議会の充実

生涯学習相談体制の整備

企業や大学との連携強化

生涯学習事業の情報収集と提供

( 2 ) 市民の学習を支える人材の確保と提供

出前講座や人材バンクの充実による活動支援

生涯学習ボランティアの育成・活動の場の整備

重点施策 3 . スポーツの振興

( 1 ) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用

スポーツ施設の適正な維持管理

民間スポーツ施設の活用や近隣市町施設の相互利用の推進

( 2 ) 生涯スポーツの推進

スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援  
地元出身のスポーツ選手など優秀な人材を生かしたスポーツ指導者の養成

( 3 ) スポーツを楽しむ機会の充実

地元企業や大学と連携したスポーツ教室や市民体育大会等のスポーツイベントの開催

広報活動の充実

.子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

重点施策 1 . 学校教育の充実

( 1 ) 心身ともに健康な児童・生徒の育成

思いやりのある豊かな心 , 社会性を育む規範意識を醸成する人権教育及び道徳教育の充実

健やかな身体づくりと生活習慣確立のための食育と健康教育の推進

心身の発達を促す教育活動全体を通じた学校体育の充実

安全・情報モラル教育の推進

( 2 ) 確かな学力の育成

体験活動や問題解決的な学びを通して実感し理解できる学習過程の確立  
基礎的・基本的な知識の習得支援と思考力・判断力・表現力の育成

学習意欲を向上させるための個に応じたきめ細かな指導方法の工夫  
主体的な学びを支える学級経営の支援と指導力の向上

(3) 教育相談・支援体制の充実

一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進  
適応指導や生徒指導を充実させるシステムの構築と相談体制の整備  
不登校予防や解消に向けた支援体制と関係機関との連携強化

(4) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実

学校内の放射線量等の測定、除染の推進や給食食材等の放射性物質検査  
の充実  
災害時における児童・生徒の安全確保と防災体制・防災教育の充実  
幼稚園・保育園・小中学校との交流と連携の推進  
体育館の耐震化や ICT 機器の更新など、施設や設備、教育機器などの  
整備と充実

重点施策 2 . 地域に根ざした教育の充実

(1) 地域全体で学校教育を支えるしくみづくり

学校教育への地域資源活用の推進  
学校教育における家庭・地域との連携と意見反映  
地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援

(2) 地域に密着した学習の場の提供

社会のしくみを知り、勤労観・職業観を育成するキャリア教育の充実  
家庭・学校・地域が連携した学習環境づくりの推進  
地域に関する資料を活用した学習の推進

重点施策 3 . 子どもの成長・自立への支援

(1) 子どもの健やかな成長を促す場や機会の充実

青少年育成団体への支援と連携を強化した体験学習の推進  
子ども達が安心して過ごすことのできる場所や機会の確保

(2) 非行防止活動と悩み相談体制の充実

○街頭パトロールや青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止  
活動の推進  
市民への正確で迅速な情報提供

関係機関との連携強化による相談活動の充実

いじめや不登校の予防・解消と就学援助の充実

(3) 子ども部との連携強化

改正児童福祉法による支援体制の再構築

.文化芸術活動への支援と地域文化の継承

重点施策1 . 文化芸術の振興

(1) 文化芸術活動への支援・環境整備

共催及び後援事業による文化芸術活動の充実

既存施設の効率的利用の促進

新たな大規模ホールを含めた文化施設の調査研究

(2) 新たな文化芸術活動の創出

文化芸術活動や団体に関する情報の発信

文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実

我孫子の自然や風土をいかした新たな活動への支援

重点施策2 . 地域文化の保存と継承

(1) 生活文化・郷土芸能の保存と継承

生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究

生活文化や郷土芸能の情報発信の充実

生活文化や郷土芸能の後継者の育成

重点施策3 . 歴史的・文化的遺産の保存・活用

(1) 歴史的・文化的遺産の整備・活用

指定文化財制度や登録文化財制度による文化財の保存・活用

手賀沼文化拠点整備計画に基づく整備・活用の推進

(2) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究

○埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進

○埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行

(3) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

○歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保

○地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進

平成24年度 我孫子市教育施策

	改定前(23年度)	改定後(24年度)	改定事由
前文	「我孫子市教育施策」は、教育委員会議の審議を経て、毎年度定めています。施策の展開にあたっては、積極的に情報を発信するなどして、市民の皆様と情報の共有を図りながら、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、生涯学習の実現」を目指していきます。	「我孫子市教育施策」は、教育委員会議の審議を経て、毎年度定めています。施策の展開にあたっては、積極的に情報を発信するなどして、市民の皆様と情報の共有を図りながら <b>社会全体で、「生きる力」をより一層育み</b> 、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、生涯学習の実現」を目指していきます。	社会情勢等から今後、「生きる力」の育成の重要性を強調

**.市民が生涯にわたっていきいきくらすための学習体制の充実**

	改定前(23年度)	改定後(24年度)	改定事由
(1)	.市民が生涯にわたっていきいきくらすための学習体制の充実	.市民が生涯にわたっていきいきくらすための学習体制の充実	
	重点施策1.生涯学習機会の充実 (5)社会教育の充実、社会教育推進計画に基づく施策の推進 市民活動の活性化と充実をはかるための社会教育の推進	重点施策1.生涯学習機会の充実 (5)社会教育の充実、社会教育推進計画に基づく <b>施策の推進</b> <b>学習の成果が、市民活動の活性化と充実につながる社会教育の推進</b>	
(2)	重点施策2.生涯学習体制の充実 (1)生涯学習推進計画の推進 生涯学習推進計画に基づく <b>施策の推進</b> <b>あびこ楽校協議会の充実</b> (2)生涯学習情報の収集と提供システムの確立 生涯学習情報の収集及び情報提供 <b>インターネットを活用した情報の発信</b> (3)生涯学習活動団体への支援 出前講座や人材バンクの充実による活動支援 (4)生涯学習に対する <b>支援体制・相談システムの整備・充実</b> 生涯学習事業の情報収集と提供 生涯学習相談体制の <b>システムづくり</b> (5)企業や大学との連携強化 (6)生涯学習を支える人材確保と活用のシステム化 <b>多様な市民の学習ニーズに対応した出前講座の充実</b> 生涯学習ボランティアの育成・活動の場の整備	重点施策2.生涯学習体制の充実 (1) <b>市民の学習活動を支える体制の整備</b> 生涯学習推進計画に基づく <b>施策の推進</b> あびこ楽校協議会の充実 生涯学習相談体制の <b>整備</b> 企業や大学との連携強化 生涯学習事業の情報収集と提供 (2) <b>市民の学習を支える人材の確保と提供</b> 出前講座や人材バンクの充実による活動支援 生涯学習ボランティアの育成・活動の場の整備	
(3)	重点施策3.文化芸術活動の推進 (1)文化芸術を振興する計画の推進 文化芸術振興基本方針に基づく <b>施策の推進</b> (2)文化芸術活動の発表の場の確保 既存施設の効率的利用の促進 <b>新たな大規模ホールを含めた文化施設の調査研究</b> (3)文化芸術活動への支援・情報発信 文化芸術団体等との協力体制や連携の強化 情報の発信、活動の支援などの充実 <b>主催事業の充実と共催及び後援事業による文化芸術活動への支援</b>	.文化芸術活動への支援と地域文化の継承 重点施策1.文化芸術の振興へ移行	第二次基本計画(後期計画)の策定等による
(4)	重点施策4.スポーツの振興 (1)既存施設の整備・充実と民間施設を活用した場の確保 既存の施設の活用と近隣市町との相互利用の促進 民間施設の開放、多目的運動広場の整備による活動場所の充実 スポーツ施設の指定管理者による効果的な維持管理・運営 (2)スポーツを楽しめる機会やその広報活動の充実 競技スポーツから生涯スポーツまで親しめるスポーツ活動の充実 市民体育大会、スポーツ少年団活動などの広報活動の充実 (3)地域の人材を生かしたスポーツ教室・大会の開催 体育協会・体育指導委員や優秀なスポーツ選手などの人材を活かしたスポーツ振興・指導の充実 (4)生涯スポーツを支えるしくみづくり、人づくり 体育協会や体育指導委員との連携をはかった生涯スポーツのしくみづくり 生涯スポーツを支える人材の育成と確保 (5)生涯スポーツの推進 総合型地域スポーツクラブの育成・支援 <b>ライフステージにあった生涯スポーツへの取り組みの充実</b>	重点施策3.スポーツの振興 (1)スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用 スポーツ施設の適正な維持管理 民間スポーツ施設の活用や近隣市町施設の相互利用の推進 (2)生涯スポーツの推進 スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援 地元出身のスポーツ選手など優秀な人材を生かしたスポーツ指導者の養成 (3)スポーツを楽しむ機会の充実 地元企業や大学と連携したスポーツ教室や市民体育大会等のスポーツイベントの開催 広報活動の充実	

## .子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

	改定前(23年度)	改定後(24年度)	改定事由
(5)	<p>重点施策1.学校教育の充実</p> <p>(1)子どもの創造性、自主性、社会性をはぐくむ教育の推進 自主性・社会性育成のための人権教育、道徳教育の充実 一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進 不登校の解消に向けた支援体制の強化</p> <p>(2)確かな学力の育成 体験的な学習や問題解決的な学習を基盤とした学習活動の充実 学習意欲向上のための個に応じたきめ細かな指導内容の工夫と充実 新学習指導要領の円滑な実施・移行への支援と小中連携の充実 豊かな学びを支える教育環境の整備と充実</p> <p>(3)心身ともに健康な児童・生徒の育成 教育活動全体を通じた学校体育の充実 望ましい生活習慣の確立と健康教育の推進 地産地消をはじめとする食育の推進 安全・情報モラル教育の推進</p> <p>(4)安心して快適に学べる教育・学習環境の充実 学校施設・設備の整備 校舎・体育館の耐震補強、トイレ改造等の大規模改造工事の推進 表現力・創造力を育てるための教育機器の整備と充実</p> <p>(5)心身の健やかな発達を支援する異校種連携教育の充実 幼稚園・保育園と小学校との交流の推進と内容の充実 小学校と中学校の発達段階をふまえた指導の充実と連携強化</p>	<p>重点施策1.学校教育の充実</p> <p>(1)心身ともに健康な児童・生徒の育成 思いやりのある豊かな心、社会性を育む規範意識を醸成する人権教育 及び道徳教育の充実 健やかな身体づくりと生活習慣確立のための食育と健康教育の推進 心身の発達を促す教育活動全体を通じた学校体育の充実 安全・情報モラル教育の推進</p> <p>(2)確かな学力の育成 体験活動や問題解決的な学びを通して実感し理解できる学習過程の確立 基礎的・基本的な知識の習得支援と思考力・判断力・表現力の育成 学習意欲を向上させるための個に応じたきめ細かな指導方法の工夫 主体的な学びを支える学級経営の支援と指導力の向上</p> <p>(3)教育相談・支援体制の充実 一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進 適応指導や生徒指導を充実させるシステムの構築と相談体制の整備 不登校の予防や解消に向けた支援体制と関係機関との連携強化</p> <p>(4)安心して快適に学べる教育・学習環境の充実 学校内の放射線量等の測定、除染の推進や給食食材等の放射性物質測定の検査の充実 災害時における児童・生徒の安全確保と防災体制・防災教育の充実 幼稚園・保育園・小中学校との交流と連携の推進 体育館の耐震化やICT機器の更新など、施設や設備、教育機器などの整備と充実</p>	第二次基本計画(後期計画)の策定等による
(6)	<p>重点施策2.地域に根ざした教育の充実</p> <p>(1)地域全体で学校教育を支えるしくみづくり 地域の人材を学校教育活動に活かすしくみづくりの推進 社会のしくみを知り、勤労観・職業観を育成するキャリア教育の充実 地域の意見を学校教育に反映させるしくみづくりの推進</p> <p>(2)地域に密着した学習の場の提供 家庭・学校・地域が連携した学習環境づくりの推進 地域資料の収集と学習への活用への推進</p> <p>(3)地域の中等・高等教育機関との連携強化 地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援活動の充実</p>	<p>重点施策2.地域に根ざした教育の充実</p> <p>(1)地域全体で学校教育を支えるしくみづくり 学校教育への地域資源活用の推進 学校教育における家庭・地域との連携と意見反映 地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援</p> <p>(2)地域に密着した学習の場の提供 社会のしくみを知り、勤労観・職業観を育成するキャリア教育の充実 家庭・学校・地域が連携した学習環境づくりの推進 地域に関する資料を活用した学習の推進</p>	
(7)	<p>重点施策3.子どもの成長・自立への支援</p> <p>(1)子どもの成長・自立への支援 子ども部との連携の強化 就学支援の充実 いじめや不登校の予防や解消の推進</p> <p>(2)非行防止活動 ○青少年育成団体との連携による非行防止・防犯活動の推進 子どもに悪影響を与える環境の改善 非行防止・防犯のための情報発信</p>	<p>重点施策3.子どもの成長・自立への支援</p> <p>(1)子どもの健やかな成長を促す場や機会の充実 青少年育成団体への支援と連携を強化した体験学習の推進 子ども達が安心して過ごすことのできる場所や機会の確保</p> <p>(2)非行防止活動と悩み相談体制の充実 ○街頭パトロールや青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進 市民への正確で迅速な情報提供 関係機関との連携強化による相談活動の充実</p> <p>(3)子ども部との連携強化 いじめや不登校の予防・解消と就学援助の充実 改正児童福祉法による支援体制の再構築</p>	

**.文化芸術活動への支援と地域文化の継承**

	改定前(23年度)	改定後(24年度)	改定事由
(8)	新たな文化の創造と地域文化の継承	文化芸術活動への支援と地域文化の継承	
(9)	重点施策1. 新たな文化芸術活動の創出 (1) 新たな文化芸術活動の育成・情報発信 文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実 文化芸術活動についての情報発信 (2) 新たな文化芸術活動への支援 我孫子ならではの自然や風土を活かした文化芸術の創造や活動への支援 多世代を対象とした文化芸術にふれる機会の充実	重点施策1. 文化芸術の振興 (1) 文化芸術活動への支援・環境整備 共催及び後援事業による文化芸術活動の充実 既存施設の効率的利用の促進 新たな大規模ホールを含めた文化施設の調査研究 (2) 新たな文化芸術活動の創出 文化芸術活動や団体に関する情報の発信 文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実 我孫子の自然や風土をいかした新たな活動への支援	第二次基本計画(後期計画)の策定等による
(10)	重点施策2. 生活文化・郷土芸能の発掘と継承 (1) 郷土芸能の保存への支援 郷土芸能の発表の場の拡充や広報活動支援の充実 指定文化財制度の活用や記録の保存の推進 (2) 郷土芸能の後継者育成 郷土芸能にふれる機会の拡大・充実 郷土芸能の情報発信と後継者育成の支援 (3) 生活文化や祭りなどの保存・継承 ○生活文化や季節の行事、祭りなどの調査・研究 ○生活文化などにふれる機会の提供や情報発信	重点施策2. 地域文化の保存と継承 (1) 生活文化・郷土芸能の保存と継承 生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究 生活文化や郷土芸能の情報発信の充実 生活文化や郷土芸能の後継者の育成	
(11)	重点施策3. 歴史的・文化的遺産の保存・活用 (1) 歴史的・文化的遺産の保存・活用 「手賀沼文化拠点整備計画」に基づく整備・活用の推進 登録文化財制度や指定文化財制度による保存・活用 (2) 埋蔵文化財や歴史資料の保存・活用 ○文化財に関する調査・研究の推進 ○文化財に関する報告書・資料集等の刊行 ○埋蔵文化財や歴史資料などの保存・整理・活用の推進 (3) 歴史的・文化的遺産などに関する情報発信の拡充 ○歴史的・文化的遺産を公開する場の確保と情報発信の拡充 ○歴史や文化を学ぶ場の充実 歴史や文化に親しめる環境づくり	重点施策3. 歴史的・文化的遺産の保存・活用 (1) 歴史的・文化的遺産の整備・活用 指定文化財制度や登録文化財制度による文化財の保存・活用 手賀沼文化拠点整備計画に基づく整備・活用の推進 (2) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究 ○埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進 ○埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行 (3) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充 ○歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保 ○地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進	

## 議案第 3 号

### 我孫子市通学区域審議会運営規則の一部を改正する規則 の制定について

我孫子市通学区域審議会運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 2 4 年 2 月 2 8 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

#### 提案理由

我孫子市審議会等見直し方針による市長と市議会との協議の結果、法で定められている審議会以外は、市議会議員は就任しないことが決定されたため我孫子市通学区域審議会運営規則の一部を改正するのです。



我孫子市通学区域審議会運営規則の一部を改正する規則

我孫子市通学区域審議会運営規則（昭和49年教育委員会規則第4号）

の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>我孫子市通学区域審議会運営規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、我孫子市通学区域審議会条例（昭和49年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員の委嘱）</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の委員は、<u>副市長及び教育委員会が必要と認めるものとする。</u></p> <p>（答申）</p> <p>第3条 審議会は、諮問事項に関する最終的な論議の内容について、教育委員会に答申する。</p> <p>（庶務）</p> <p>第4条 条例第6条の庶務は、学校教育課において行うものとする。</p>	<p>我孫子市通学区域審議会運営規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、我孫子市通学区域審議会条例（昭和49年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員の委嘱）</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の委員は、<u>次に掲げる者を充てるものとする。</u></p> <p>（1）<u>議長</u></p> <p>（2）<u>教育福祉常任委員会委員長</u></p> <p>（3）<u>副市長</u></p> <p>（4）<u>企画財政担当部長</u></p> <p>（5）<u>前各号定めるもののほか教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>（答申）</p> <p>第3条 審議会は、諮問事項に関する最終的な論議の内容について、教育委員会に答申する。</p> <p>（庶務）</p> <p>第4条 条例第6条の庶務は、学校教育課において行うものとする。</p>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から適用する。